

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	3 - 3
法令名	森林法	根拠条項	50 - 1		
許認可等	使用権設定に関する認可				
(根拠規定)					
(使用権設定に関する認可)					
第五十条 森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適当であつて他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者(所有者以外に権原に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者)に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。					
(許認可等の基準)					
森林計画業務に係る審査基準、処分基準及び同意基準について(平成12年12月1日付け森第1095号農林水産部長通知)					
第1 申請に対する処分					
1 審査基準					
(2) 都道府県知事の処分に係る事項					
ア 法第50条第1項の規定による土地の使用権設定に関する認可					
使用権設定に関する認可に係る審査基準は、次のようにすることとする。					
(ア) 使用権を設定できる者は、森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者である。これには、森林所有者以外の者、例えば、搬出又は設備の行為をする者であつて、森林所有者から搬出又は設備を請け負って行うに過ぎない者も含まれる。					
(イ) 使用権を設定できる場合は、木材、竹材若しくは薪炭を搬出するため、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をするために、					
他人の土地を使用することが必要かつ適当であること					
他の土地をもつて代えることが著しく困難であること					
という要件をすべて備えていることが必要である。					
(ウ) (イ)の「必要かつ適当であること」とは、土地収用法(昭和26年法律第219号)第2条にいう「土地の利用上適正且つ合理的である」ことと同意義である。また、使用権の設定は、使用の目的に必要な範囲内に限られる。					
(エ) (イ)の「他の土地をもつて代えることが著しく困難である」場合には、もしその土地を使用しなければ木材等を搬出することが不可能であるという場合のほか、他の土地を経由して搬出することも不可能ではないが、著しい危険が伴う、又は経費が莫大にかかるというような場合も含まれる。					
(その他)					

